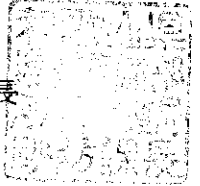


砂 第 06180002 号
平成 27 年 6 月 30 日

(公社) 和歌山県宅地建物取引業協会 様

和歌山県 県土整備部
河川・下水道局 砂防課長



県報登載事項に関する修正（基礎調査）について

このことについて、平成 27 年 4 月 24 日 和歌山県告示第 497 号で指定したところですが、別紙のとおり県報登載事項に修正がありましたので通知します。

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 砂防課
計画管理班 吉松
TEL 073-441-3174 FAX 073-441-3173
E-mail yoshimatsu_y0003@pref.wakayama.lg.jp



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

769	要措置区域の指定	(環境管理課).....	1
770	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
771	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
772	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
773	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	3
774	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
775	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
776	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
777	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課).....	4
778	保安林予定森林	(森林整備課).....	7
779	"	(").....	7
780	保安林の指定	(").....	7
781	漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の 消滅	(資源管理課).....	8
782	"	(").....	8
783	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(").....	8

○ 正誤

	平成27年4月24日付け和歌山県報第2652号和歌山県告示第497号中	8
	平成27年6月5日付け和歌山県報第2664号和歌山県告示第669号中	9

告 示

和歌山県告示第769号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、同条第4項に規定する要措置区域を次のとおり指定する。

平成27年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 要措置区域

和歌山県海南市岡田字大坪422-1の一部(別図のとおり)

2 土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 第一種特定有害物質 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン
- (2) 第二種特定有害物質 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

- (1) 2(1)及び(2)の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地(別図の1から9まで及び11から17までの区画) 規則別表第5の1の項中欄に定める地下水の水質の測定

正 誤

正 誤

平成27年4月24日付け和歌山県報第2652号和歌山県告示第497号中

和歌山県報 第2671号

平成27年6月30日(火曜日)

ページ	行目	誤	正
18	上から11	沼1(Ⅱ-40073)、沼2(Ⅱ-40074)、沼3(Ⅱ-40075)、沼4(Ⅱ-40076)、沼5(Ⅱ-40077)	沼1(Ⅱ-40239)、沼2(Ⅱ-40240)、沼3(Ⅱ-40241)、沼4(Ⅱ-40242)、沼5(Ⅱ-40243)

正 誤

平成27年6月5日付け和歌山県報第2664号和歌山県告示第669号中

ページ	行目	誤	正
3	上から3	平成27年8月24日(月)から同月28日(金)まで	平成27年9月14日(月)から同月18日(金)まで



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通・1丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については異例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *29 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課) 1
- *30 和歌山県環境審議会規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2
- *31 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 2

○ 告示

- 488 包括外部監査契約の締結 (財政課) 12
- 489 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 12
- 490 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (長寿社会課) 13
- 491 紀の川用水土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) 13
- 492 安楽川川土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 (") 13
- 493 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) 13
- 494 保安林予定森林 (森林整備課) 14
- 495 土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課) 14
- 496 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 16
- 497 " (") 17
- 498 都市計画の変更 (都市政策課) 18
- 499 港湾施設の公示 (港湾空港課) 19
- 500 " (") 19
- 501 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会) 20
- 502 " (") 20

○ 選挙管理委員会告示

- *56 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 21

○ 警察本部告示

- 2 交通管制センター上り装置貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 21

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 23
- " (") 21
- 入札公告 (警察本部) 24

規 則

和歌山県規則第29号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
福飯ヶ峯南谷(1-201-1-069)、西教寺西谷(1-201-1-070)、西教寺東谷(1-201-1-071)、福飯ヶ峯西谷(1-201-2-031)、井辺南谷(1-201-1-067)、法紹寺西谷(1-201-1-068)、大江山西谷(1-201-2-030)、西(1)(1-362)、井辺(1-377)、井辺(4)(1-30007)、西(4)(1-30008)、神前(II-2087)、神前(3)(II-2088)、井辺(2)(II-2089)、西(3)(II-2139)、井辺(1)(II-2147)、神前(2)(II-30022)、森小手穂(2)(I-333)、森小手穂(1-335)、森小手穂(3)(II-2137)、森小手穂(301)(III-1091)、森小手穂(302)(III-1092)、森小手穂(303)(III-1095)、寺内(1-334)、寺内(2)(I-3606)、寺内(3)(II-2073)、寺内(4)(II-2090)、寺内(5)(II-2128)、寺内(301)(III-1093)、寺内(302)(III-1094)、井辺(3)(II-2072)、井辺(301)(III-1090)、宮礼(301)(III-1096)、森小手穂(304)(II-30001)、森小手穂(305)(II-30002)、森小手穂(306)(II-30003)、明正寺(4)(II-2081)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (2) 土砂災害警戒区域の名称
大日堂裏谷(1-201-1-066)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第497号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
宮本谷下川1(4-365-1-023-1)、宮本谷下川2(4-365-1-023-2)、宮川谷川(4-365-2-012)、宮本谷

川支川(4-365-2-013)、鮎浦谷川1(4-365-2-014-1)、鮎浦谷川2(4-365-2-014-2)、上山谷川(4-365-2-049)、宮川中谷川(4-365-1-030)、菅谷川(4-365-1-031)、大蔵南谷川(4-365-2-029)、大沼東谷川(4-365-2-030-1)、大沼東谷川(4-365-2-030-2)、井谷川(4-365-2-054)、中東谷川(4-365-2-057)、中東下谷川(4-365-2-058)、井谷(101)(4-365-2-098)、桑原谷川(4-365-2-015)、永楽寺西谷川(4-365-2-016)、本村東谷川(4-365-2-017)、下山手谷川(4-365-2-018)、垣内谷川(4-365-2-019)、横川(1-849)、沼中崎(1)(II-3428)、沼中崎(2)(II-3429)、沼大沼(1)(II-3430)、沼神谷(II-3431)、沼大沼(2)(II-3432)、沼寺尾(II-3433)、沼横出(1)(II-3434)、沼横出(2)(II-3435)、沼峠(II-3436)、沼菅原(1)(II-3441)、沼菅原(2)(II-3442)、沼菅原(3)(II-3443)、沼菅原(4)(II-3444)、沼経田(1)(II-3445)、沼経田(2)(II-3446)、沼大平(II-3447)、沼一里塚(II-3448)、沼松ノ尾(II-3449)、沼6(I-40017)、沼13(I-40018)、沼1(II-40073)、沼2(II-40074)、沼3(II-40075)、沼4(II-40076)、沼5(II-40077)、沼7(II-40078)、沼8(II-40079)、沼11(II-40082)、沼12(II-40083)、沼14(II-40084)、沼15(II-40085)、沼16(II-40086)、沼17(II-40087)、沼18(II-40088)、沼19(II-40089)、沼20(II-40090)、沼21(II-40091)、沼22(II-40141)、野口(I-852)、遠井北浦(II-3427)、遠井小池(1)(II-3452)、遠井小池(2)(II-3453)、遠井大谷(II-3454)、遠井沢谷(II-3455)、遠井西浦(II-3456)、浅谷(II-3457)、遠井浅谷(1)(II-3458)、遠井浅谷(2)(II-3459)、遠井塔ノ田(II-3460)、遠井中尾(1)(II-3461)、遠井中尾(2)(II-3462)、遠井横手(1)(II-3463)、遠井横手(2)(II-3464)、遠井岩根(II-3465)、遠井1(II-40092)、遠井2(II-40093)、遠井3(II-40094)、遠井4(II-40095)、遠井5(II-40096)、遠井7(II-40098)、遠井8(II-40099)、遠井9(II-40100)、遠井10(II-40101)、遠井11(II-40102)、遠井12(II-40103)、遠井13(II-40104)、杉野原堂浦(3)(I-3788)、杉野原堂浦(4)(I-3789)、中村(2)(I-3790)、杉野原堂浦(1)(II-3552)、杉野原堂浦(2)(II-3553)、杉野原岡原(1)(II-3554)、杉野原岡原(2)(II-3555)、杉野原下柳瀬(2)(II-3556)、杉野原下柳瀬(3)(II-3557)、杉野原北垣内(2)(II-3558)、杉野原奥田(II-3559)、杉野原上西(1)(II-3560)、杉野原上西(2)(II-3561)、杉野原上西(3)(II-3562)、杉野原北垣内(3)(II-3563)、杉野原尾鼻(1)(II-3564)、杉野原尾鼻(3)(II-3566)、杉野原北垣内(4)(II-3567)、杉野原下柳瀬(1)(III-1665)、杉野原北垣内(1)(III-1666)、杉野原(101)(II-40108)、杉野原1(II-40109)、杉野原2(II-40110)、杉野原3(II-40140)、井谷(I-883)、井谷亀石(II-3532)、井谷寺手(II-3533)、井谷立神(II-3531)、井谷丸ノ下(1)(II-3535)、井谷丸ノ下(2)(II-3536)、井谷上垣内(III-1659)、大蔵(II-3495)、大蔵堂尾(II-3496)、大蔵棚ノ木谷(1)(II-3497)、大蔵棚ノ木谷(3)(II-3500)、大蔵棚ノ木谷(4)(II-3501)、大蔵黒ヶ谷(II-3502)、大蔵峠尻(1)(II-3503)、大蔵峠尻(2)(II-3504)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第498号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年4月24日